

築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則

平成18年規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例（平成18年築上町条例第86号。以下「条例」という。）に基づき、条例第1条の目的達成のために必要な事項を定めるものとする。

(啓発活動の推進)

第2条 町は、条例第5条に規定する啓発活動の充実のため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、同和問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の高揚に努め、部落差別をはじめ、あらゆる差別に係る人権侵害の発生を防止し、差別を許さない基本的人権を擁護することができる社会環境を醸成するとともに、人権啓発指導者の育成及び人権運動団体等との協力を図り、自主的研究団体を育成強化する。

(実態調査)

第3条 町は、条例第6条に規定する施策を推進するため、地域の実態について継続的に把握するため、必要に応じて調査を行うこととし、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(委員会の組織)

第4条 条例第7条に規定する築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政
- (2) 町議会議員
- (3) 教育委員会
- (4) 関係地区代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規則第6号)

この規則は、平成22年3月18日から施行する。